

3. 令和3年度介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定等 (介護報酬改訂等)

令和3年度介護報酬改定については、介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、改定率は全体で+0.70%（国費 196億円）とする。給付の適正化を行う一方で、感染症等への対応力強化やICT化の促進を行うなどメリハリのある対応を行うとともに、次のとおり対応する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえ、令和3年9月末までの間、報酬に対する特例的な評価を行うこととし、上記+0.70%のうち+0.05%相当分を確保する。

同年10月以降については、この措置を延長しないことを基本の想定としつつ、感染状況や地域における介護の実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応する。

- ・ 介護職員の処遇改善に向け、令和元年10月に導入した特定処遇改善加算の取得率が6割に留まっていることを踏まえ、取得拡大の方策を推進するとともに、今回の改定による効果を活用する。特定処遇改善加算や今回の改定の効果が、介護職員の処遇改善に与える影響について実態を把握し、それを踏まえ、処遇改善の在り方について検討する。
- ・ また、「介護保険制度の見直しに関する意見」（社会保障審議会介護保険部会（令和元年12月27日））を踏まえ、令和3年8月から、補足給付及び高額介護サービス費の見直しについて実施する。
- ・ なお、今回の介護報酬改定に向けては、介護事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、収益状況等の調査・集計方法等の見直しなど速やかに所要の改善措置を講じ、令和5年度に実施する「介護事業経営実態調査」において確実に反映させる。

(障害福祉サービス等報酬改定)

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定については、福祉・介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、感染症等への対応力強化等を踏まえ、改定率は全体で+0.56%（国費 86億円）とするとともに、次のとおり対応する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえ、令和3年9月末までの間、報酬に対する特例的な評価を行うこととし、上記+0.56%のうち+0.05%相当分を確保する。

同年10月以降については、この措置を延長しないことを基本の想定としつつ、感染状況や地域における障害福祉サービス等の実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応する。

- ・ 福祉・介護職員の処遇改善に向け、令和元年10月に導入した特定処遇改善加算の取得率が4割に留まっていることを踏まえ、取得拡大の方策を推進するとともに、今回の改定による効果を活用する。特定処遇改善加算や今回の改定の効果が、福祉・介護職員の処遇改善に与える影響について実態を把握し、それを踏まえ、処遇改善の在り方について検討する。

- ・ サービスごとの報酬の設定に当たっては、サービスの質の向上や制度の持続可能性の確保等の観点から、事業者の収支状況等も踏まえて報酬水準の適正化を徹底するとともに、サービスごとの状況を踏まえてメリハリのある対応を行う。

- ・ なお、次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、サービスの質と制度の持続可能性をともに確保する観点から、サービスの利用者が急増している要因分析及びサービスの提供実態の把握を行った上で、次回の改定において、これらにより分析・把握された実態等を踏まえ、きめ細かい改定を適切に行う。